

1-5. 景観に関する手続き等

対象区域内で建築行為などの行為を行う場合は、景観法に基づく届出や横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観協議が必要になります。

(1) 届出の対象となる行為（届出対象行為及び特定届出対象行為 - 景観法第16条第1項、第17条第1項）

次の(1)から(5)に掲げる行為を届出対象行為とし、(1)から(4)までの行為を特定届出対象行為とします。

該当行為を行おうとする日の30日前までに、景観法に基づいて横浜市に対して届出を行う必要があります。特定届出対象行為で景観形成基準の形態意匠の規定に適合しない場合は、変更命令の対象となる場合があります。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える木竹の伐採

ただし、届出対象行為が次のために行うものに該当する場合は、届出対象行為から除きます。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供等が義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

※屋外広告物に関する景観計画の規定は、横浜市屋外広告物条例の許可基準となるため、屋外広告物の設置等についての届出は不要です。

「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例等施行規則」の文言・並びに揃えました。

山手地区については、次の工作物を対象とします。

- | | |
|--|--|
| ア 門、堀、垣、柵、フェンスその他これらに類するもの | セ 電気供給のための電線の支持物その他これに類するもの |
| イ 擁壁、護岸、岸壁その他これらに類するもの | ソ 換気塔、冷却塔その他これらに類するもの |
| ウ 駐車場及び駐輪場 | タ 煙突、高架水槽その他これらに類するもの |
| エ 駐車場又は駐輪場に附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するもの | チ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの |
| オ ごみ容器及びごみ集積設備 | ツ 鉄塔、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの |
| カ 自動販売機その他これに類するもの | テ 橋梁（りょう）、横断歩道橋、跨（こ）線橋その他これらに類するもの |
| キ 電話ボックスその他これに類するもの | ト コースターその他これに類する高架の遊戯施設及び観覧車その他これに類する回転運動をする遊戯施設 |
| ク ベンチその他これに類するもの | ナ 製造施設、貯蔵施設その他これらに類するもの |
| ケ デッキその他これに類するもの | ニ 高架鉄道及び高架道路 |
| コ 案内標識その他これに類するもの | ヌ 緊急離着陸場及び緊急救助用スペース |
| ク サ 郵便差出箱 | ネ 風車 |
| シ 舗装（車道における舗装を除く。）、植栽ますその他これらに類するもの | |
| ス 電気通信設備、電気工作物及び無線設備 | |

(8) 屋外広告物

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観計画）

(1) 山手町特定地区

ア 屋上看板は、設置することができない。 ← 追加しました。

イ 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等の表示、又は掲出する物件の設置に限り、設置等できるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (ア) 営造物、施設、記念物等の由来等を説明する広告物等
- (イ) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置等する広告物等
- (ウ) 宣伝、集会、行事、催物等のために一時的に設置等する広告物等
- (エ) 電柱又は消火栓標識を利用する広告物等で、表示面積が1㎡以下の広告物等

行為指針（都市景観協議地区）

イ 屋外広告物に関する事項

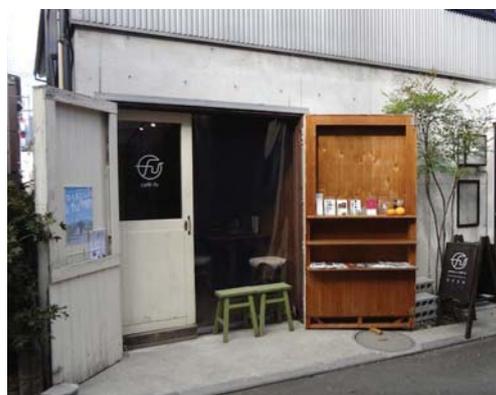
(ア) 山手の歴史的な景観と調和し、閑静な住宅地の環境に配慮した規模、位置、色彩、照明などとする。

■住宅地にふさわしい屋外広告物の掲出

- ・ 山手町特定地区では、自家用広告物以外の広告物は原則禁止している。
- ・ 自家用広告物は、歴史的景観と調和し、閑静な住宅地の環境に配慮した規模、位置、色彩、照明などとする。



閑静な住宅地の環境に配慮した屋外広告物の例



閑静な住宅地の環境に配慮した屋外広告物の例



フォントを切文字とすることで、周辺との調和を図っている例



自家用広告物の掲出の例

4-3. 石川町準特定地区（方針・行為指針）

(1) 石川町準特定地区の基本的な考え方

石川町準特定地区は、横浜市の都心部における拠点地区として、また、山下公園、中華街、山手など横浜を代表する観光地への最寄り駅としての地域の特性を生かした街づくりを進めていくため、まちづくり協議地区に指定し、元町と一体となった壁面後退による歩行者空間の確保、壁面のデザイン誘導などを行ってきました。

石川町準特定地区では、石川町準特定地区の街づくりの経緯を踏まえた取組を進めていくとともに、賑わいのある街並みを形成していくため、全域の基準に加え準特定地区独自の基準を定めます。

(2) 方針

- 山手、中華街などの観光地への最寄り駅である起点としての地域の特性を生かし、元町と連続した歩行者空間と賑わいのある街並みを形成する。

山手や中華街などの観光地への最寄り駅のある地域として、十分な歩行者空間を確保するために、壁面の後退を定め、元町と一体となった街並みを形成します。

また、賑わいのある街並み形成のために、活気と賑わいのある機能と景観を誘導していきます。

(3) 街並み形成

行為指針（都市景観協議地区）

ア 街並み形成に関する事項

- (ア) 山手地区の玄関口として、活気と賑わいのある景観を創出する。
- (イ) 建築物の低層部は、商業、業務、サービス施設などの賑わいのある機能の導入を推進する。
- (ウ) 石川町準特定地区にふさわしくない機能の立地は避ける。（例として、風俗営業等の施設など）
- (エ) 敷地内の建築物の外壁は、茶系又は白系などの周辺と調和した色彩を基調とする。

■賑わいのある街並み形成

- 石川町準特定地区は、観光地への最寄り駅である地域の特性を生かし、活気と賑わいのある景観を創出する。
- 賑わい形成にあたっては、地区にふさわしい商業、業務、サービス施設等の賑わいのある機能を導入する。また、石川町準特定地区にふさわしくない、マージャン店・パチンコ店等、キャバレー等、風俗営業等の施設の立地は避ける。

■色彩

- 敷地内の建築物の外壁は、茶色か白を基調とする。彩度については、全体ガイドラインの色彩の基準を参考にすること。

追加しました。



外壁の色彩の配慮を行った例

(4) 屋外広告物

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観計画）

2 地区別の制限

(3) 石川町準特定地区

屋上看板は、設置することができない。